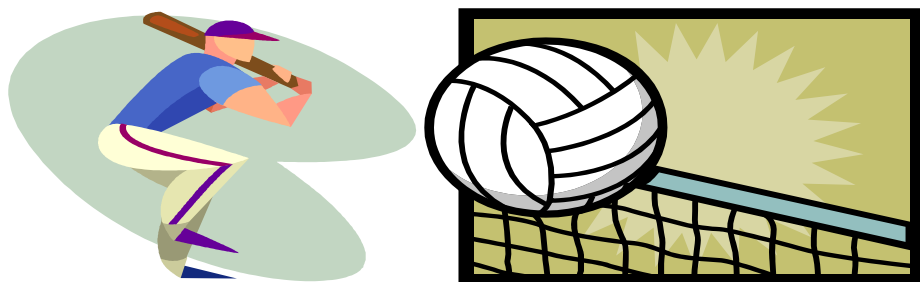


「学校開放利用者の心得」

1. 代表者の方はこの心得を、団体登録員と共有してください。
2. 学校開放施設は、コミュニティの発展並びに生涯学習の推進を目的に、学校教育に支障のない範囲で貸出しをします。
3. 代表者は、利用にあたって利用者、同伴者、見学者の指揮監督に責任をもってください。
4. 本市の区域内に在住、在勤又は在学する者10人以上で組織し、当該開放施設の校区内に在住する者を有していることとします。(市外の方が利用することはできません)
※団体の指導者はこの限りではありません。
5. 利用者の傷害については、その代表者において適切な処置をとってください。
6. 施設を使用し終えたら清掃・後片付けを行ってください。
※鍵や窓の閉め忘れがないように確認をしてください。
7. 利用後は、「利用報告書」を記入し管理人に提出してください。
8. 調整会に参加してください。調整会の参加は各学校登録施設のみとします。また、調整人に提出できなかった場合は22日以降の空きコマでの申込になります。(休日の場合は、22日以降の最も近い開庁日)
※昼の部と夜の部があるのでご注意ください。
9. 学校施設利用団体登録の内容に変更があった場合は、速やかに学校施設利用団体登録変更申請書を提出してください。
10. 学校の設備を無断で移動しないでください。
11. 非常ベルには特に注意して、誤って押したときは直ちに消防署、警備会社へ連絡し、ボタンを引いて復元してください。また、セキュリティが作動した場合は、警備会社へ連絡してください。
12. やむを得ず利用を中止する場合は、速やかに管理人と文化スポーツ課に連絡してください。
13. 屋内施設に土足で入らないでください。
14. 施設等の破損については、直ちに文化スポーツ課に「き損届け」を提出してください。
※施設の破損は、利用団体で費用弁償していただくことになりますので、スポーツ安全保険等に参加してください。
15. 非常事態発生の際は市役所に連絡してください。
16. キャンセル、申請追加の申し込みは前日までです。
※土曜日、日曜日、月曜日の場合は、金曜日までとなります。
17. 利用申請時、施設利用時には、団体登録証を携帯してください。(利用時または申請時に提示をお願いする場合があります。)
18. なるべく多くの団体が利用できるよう、利用申請は、活動予定表に基づいて必要な日、時間帯のみ申請してください。

※裏面もご覧ください。



【非常時の連絡先】

南消防署	22-9216
北消防署	22-8802
笠原消防署	43-4613
市役所	22-1111（文化スポーツ課）内線 1131・1132
警備会社	24-3535（トーノーセキュリティ）

文化スポーツ課よりお願いとお断り

学校開放は地域コミュニティの形成を主目的とするものです。そのため、事務運営上、学校開放利用団体の連絡者の方の住所・連絡先等を学校、管理人、調整人にお伝えすることがあります。学校開放の趣旨と事務運営にご理解をいただきますようお願いいたします。